

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 28 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品表示企画課

### アレルギーを含む食品に関する表示について

アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により特定原材料を定め、それを含む加工食品に表示を義務付けるとともに、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知）により特定原材料に準ずるものを定め、それを含む加工食品に表示を推奨する運用をしているところです。

今般、令和 5 年度に策定した「アレルギーを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるものの対象の考え方について」を踏まえ、「食品表示基準について」を改正し、特定原材料に準ずるものとして、新たにマカダミアナッツを追加し、まつたけを削除することとしました。

つきましては、本通知後、食品関連事業者等の実行可能性も踏まえ、可能な限り速やかにマカダミアナッツの表示及びまつたけの表示削除に努めるよう、関係者へ御指導願います。

また、情報提供を行う際には、「食品表示基準 Q&A について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）も踏まえるよう、上記と併せて関係者に対する周知をお願いします。